

10月から子ども手当の制度が変わります

●支給対象子ども及び支給月額

・0～3歳未満（一律）	15,000円
・3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
・3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
・中学生（一律）	10,000円



●支払時期

平成24年2月支給（平成23年10・11・12月・平成24年1月分）
平成24年6月支給（平成24年2・3月分が支給されます。）

※平成24年4・5月分の手当については、支払根拠となる法律が未制定のため、未確定です。

●新たな支給要件等

- ・子どもに対しても国内居住要件が設けられます（留学中の場合等を除く）。
- ・児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当が支給されます。
- ・未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当が支給されます（父母等が国外居住の場合でも支給可能）。
- ・監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合（単身赴任の場合を除く）は、子どもと同居している方に手当が支給されます（離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給）。

●手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方が、お住まいの市町村の窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」を提出することが必要です。

なお、認定請求書の提出期限については、猶予期間が設けられています。

- ① 平成23年10月1日において現に支給要件に該当している方
平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分から手当を受給できます。
- ② 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当するに至った方
平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給できます。

※平成23年10月1日以降に他の市町村へ転出、他の市町村から転入、または出生等により支給対象子どもが増えた方は、上記にかかわらずその日から15日以内に認定請求、額改定請求を行ってください。手続きが遅れた場合は、手当の支給は手続きをした日の属する月の翌月分からとなりますのでご注意ください。

これまで当町から手当を受給されていた方には、9月下旬に個別に案内文を送付しておりますので、手続きの詳細に関してはそちらをご覧ください。

○お問い合わせ 住民課 住民環境グループ